

萩市須佐デイサービスセンターやまびこ  
指定通所介護

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団  
(2) 法人所在地 山口県萩市大字椿字門田3460-2  
(3) 電話番号 (0838) 24-4111  
(4) 代表者氏名 理事長 田中文夫  
(5) 設立年月日 平成16年2月20日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

●主たる事業所

名称：萩市須佐デイサービスセンターやまびこ

所在地：萩市大字弥富下3998番地

●出張所

名称：萩市須佐デイサービスセンターやまびこ 田万川うたたね出張所

所在地：萩市大字上田万2678番地

事業の種類	指定通所介護
利用定員	●主たる事業所 30名(第1号通所事業定員を含む) ●出張所 10名(第1号通所事業定員を含む)
指定年月日	平成23年4月1日
介護保険指定番号	山口県指定第3570400329号

(2) 事業の目的

通所介護サービスは、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(3) 事業の運営方針

- ①当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所介護サービスを提供するように努めるものとする。
- ②当事業所では、利用者の自主性を尊重し、サービス利用の自己決定をしていただくとともに、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。

- ③当事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設、他の居宅介護サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

#### (4) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

萩市大字弥富下、萩市大字弥富上、萩市大字鈴野川、萩市大字須佐、萩市大字江崎、萩市大字下田万、萩市大字上田万、萩市大字下小川、萩市大字中小川、萩市大字上小川東分、萩市大字上小川西分、阿武町、益田市二条・川登・白上

#### (5) 営業日及び営業時間

事業の種類	営業日	営業時間・サービス提供時間
指定通所介護	●主たる事業所 月～土曜日 (12/30～1/3を除く)	▼営業時間 午前8時30分～午後5時30分
	●出張所 火～日曜日 (12/30～1/3を除く)	▼サービス提供時間 午前9時15分～午後4時30分

### 3. 職員体制

当事業所では、利用者に対して居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。但し、予防給付における介護予防通所介護事業の職員を兼務するものとします。

●主たる事業所(やまびこ)	常勤	非常勤	指定基準
管理者(生活相談員兼務)	1人		1人
生活相談員(うち3名兼務)	3人		1人
看護師	1人	1人	1人
介護職員	7人	1人	4人
機能訓練指導員(看護職員兼務)	1人	1人	1人
●出張所(田万川うたたね)	常勤	非常勤	指定基準
管理者(主たる事業所兼務)	1人		1人
生活相談員(介護職員兼務)	1人		1人
看護師		2人	1人
介護職員(内1名生活相談員兼務)	1人	1人	1人
機能訓練指導員(看護職員兼務)		2人	1人

## ■職務内容

- ・ 管理者  
職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。
- ・ 生活相談員  
利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画などを行う。
- ・ 看護職員  
利用者の看護及び健康管理をおこなう。
- ・ 介護職員  
利用者の日常生活のサービス及び援助を行う。
- ・ 機能訓練指導員  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行なう。

## 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

- ①生活相談
- ②レクリエーション活動
- ③介護サービス（移動や排泄の介助・見守り等のサービス）
- ④健康状態の確認
- ⑤機能訓練
- ⑥入浴サービス
- ⑦送迎サービス
- ⑧栄養改善・口腔機能向上（アセスメントの結果、必要と認められる場合に提供）

## ■利用料金（通常規模型通所介護費） ※令和6年6月1日より適用

自己負担の割合は、厚生労働大臣が定める基準により決まります。

厚生労働大臣が定める基準が変更された場合はそれに準じるものとします。

### ①所要時間3時間以上4時間未満の場合

利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	3,700円	4,230円	4,790円	5,330円	5,880円
自己負担1割	370円	423円	479円	533円	588円
自己負担2割	740円	846円	958円	1,066円	1,176円
自己負担3割	1,110円	1,269円	1,437円	1,599円	1,764円

②所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	3,880円	4,440円	5,020円	5,600円	6,170円
自己負担 1 割	388円	444円	502円	560円	617円
自己負担 2 割	776円	888円	1,004円	1,120円	1,234円
自己負担 3 割	1,164円	1,332円	1,506円	1,680円	1,851円

③所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	5,700円	6,730円	7,770円	8,800円	9,840円
自己負担 1 割	570円	673円	777円	880円	984円
自己負担 2 割	1,140円	1,346円	1,554円	1,760円	1,968円
自己負担 3 割	1,710円	2,019円	2,331円	2,640円	2,952円

④所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	5,840円	6,890円	7,960円	9,010円	10,080円
自己負担 1 割	584円	689円	796円	901円	1,008円
自己負担 2 割	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円
自己負担 3 割	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円

⑤所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円
自己負担 1 割	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
自己負担 2 割	1,316円	1,554円	1,800円	2,046円	2,296円
自己負担 3 割	1,974円	2,331円	2,700円	3,069円	3,444円

※送迎時に居宅サービス計画・個別サービス計画に位置づけられた居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）に要した時間は、通所介護の所要時間に含めます。

■加算に関すること 1 回につき

加算項目	利用料金	自己負担 1 割	自己負担 2 割	自己負担 3 割	算定回数等
入浴介助加算 (I)	400円	40円	80円	120円	入浴介助を実施した日数
サービス提供体制強化加算 (I)	220円	22円	44円	66円	サービス提供日数
送迎を行わない場合の減算	-470円	-47円	-94円	-141円	片道につき
同一建物内に居住する者の利用減算	-940円	-94円	-188円	-282円	1日につき
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 9.2%	左記×2	左記×3		基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）

※いずれの加算も、職員配置等の条件が満たされない場合は請求いたしません。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度を超える通所介護サービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

②食事の提供に要する費用（食材料費＋調理費相当）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用及び、調理にかかる費用です。

・料金：昼食1回あたり 510円

③通常の事業実施区域外への送迎

通常の実施地域（事業所より半径15km以内の地域）から超えるものについては別紙送迎料金表のとおり徴収するまた有料道路等の通行が必要な場合には、その実費をご負担いただく場合があります。

④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

・利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ・支払証明書 1通につき：110円（本体価格100円＋消費税10円）
- ・事業団記録持ち出し 1枚につき：220円（本体価格200円＋消費税20円）
- ・原本持込コピーのみ 1枚につき：20円（本体価格19円＋消費税1円）

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

- ・オムツ代金 1枚につき：尿とりパット 17円  
フラット 27円  
紙パンツ 93円  
オムツ 143円

## 5. 緊急時の対応

万一、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかにかかりつけ医又は協力医療機関と連絡をとり、必要な措置が受けられるようにします。

## 6. 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等関係者に連絡を行うとともに協力医療機関、かかりつけ医等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

## 7. 非常災害対策について

事業所は、非常災害時に備えて、消防設備および非常放送設備など必要な整備を設ける

とともに、具体的な防災計画を立て、職員及び利用者が参加する訓練を定期的実施いたしますので、その際にご協力をお願いいたします。

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 (職名) 管理者 (氏名) 富岡哲治

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9. 利用料金のお支払方法

毎月20日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、25日までに次のいずれかの方法でお支払ください。

また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月25日にご指定の口座より振替をいたします。

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記、指定口座への振込

山口銀行 萩支店 普通預金 6295773

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替(引き落とし)

ご利用できる金融機関:

- ・ 山口銀行
- ・ 山口県農業協同組合
- ・ 山口県漁業協同組合
- ・ 郵便局(ゆうちょ銀行)
- ・ 萩山口信用金庫

## 10. 利用の中止・変更、追加

- (1) 利用の予定日の前に、利用者の希望により、居宅サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申出てください。
- (2) 利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止・変更をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	食費 510円

## 11. 禁止行為について

事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排除したりすること。
- ③指定した場所以外で火気を用いること。
- ④事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

## 12. 損害賠償について

利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設（設備及び備品）に損害を与えた場合、若しくは、無断で備品の形状を変更なされた場合には、その損害を弁償し又は現状回復していただきます。

損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免する事があります。

## 13. 個人情報の保護について

個人情報については、別紙個人情報提供に関する同意書による利用目的以外には、利用者の同意なしに取り扱うことはいたしません。

## 14. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶこと

が考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

## 15. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ■ 苦情の受付窓口

担当者 管理者 富岡哲治  
電話 (08387) 8-2000

#### ■ 受付時間

毎週 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

### (2) 第三者委員

- ・岡野 雅治
- ・梅尾 一恵
- ・梅木 幹司

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

萩市地域包括支援センター	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 24-5656 受付時間 8:30～17:15
萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 25-3368 受付時間 8:30～17:15
山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 受付時間 8:30～17:15

山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口 1980 番地の 7 電話番号 (083) 995-1010 受付時間 8:30~17:15
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 山口市大手町 9-6 電話番号 (083) 924-2837 受付時間 8:30~17:15

## 16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 17. 重要事項説明書の同意について

私は、書面に基づいて職員（ ）から通所介護サービス内容及び重要事項説明書の説明を受けました。

令和 年 月 日

（利用者）

氏 名： \_\_\_\_\_ ㊟

（署名代行者）

私は、本人に代わり、本人の意思を確認し、上記署名を行ないました。

氏 名： \_\_\_\_\_ ㊟